

# 回 答 書

令和4年6月27日

令和4年度やまなしリフレッシュ農泊推進業務委託に関する質問について、次のとおり回答します。

| 受付<br>番号 | 項目              | 質問内容   | 回答   |
|----------|-----------------|--|--|
| 1        | 募集要項<br>3 応募資格  | <p>○応募資格について</p> <p>弊社は昨年度より事務所は設置せず、駐在員を配置し、埼玉県浦和市にある支店が店舗として管轄しております。貴県に事業所が未設置となりますが、応募資格はありますか。</p> <p>また、応募資格を有している際、提出書類の都道府県納税証明書として事業所税であると提出書類が該当しません。別途、駐在員の納税証明書などが必要になるのでしょうか。</p> | <p>所在地が県外の業者様も応募資格があります。</p> <p>納税証明書につきましては、業者様所在の都道府県の納税証明書の提出をお願いいたします。</p> |
| 2        | 募集要項<br>5-(3)-ア | <p>○提出書類について</p> <p>国税納税証明書(その3の3)は、現時点では令和4年3月31日付(令和2年度分)のものとなります。こちらでよろしいですか。</p>   | <p>直近の会計年度のもので可とします。</p>   |

|   |                             |  |   |
|---|-----------------------------|--|---|
| 3 | <p>仕様書<br/>3 - (3) -②-エ</p> | <p>○モニターツアーについて<br/>「実施方法エ）」に参加者から徴収する料金として「実費相当（宿泊費、移動費等）」記載されていますが食事代、農業体験等の体験料、またリフレッシュ効果を測定する唾液検査も想定しており、その検査経費などは実費相当に該当しますか。</p> | <p>食事代および農業体験などの体験料については実費相当に該当しますが、リフレッシュ効果を測定する検査経費については該当しません。</p> |
|---|-----------------------------|--|---|